

蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、予算の範囲内において交付する蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）について、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上であり、かつ、放流水のBODが1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するとともに、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は店舗等との併用であつて延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (3) 処理対象人員 「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302 - 2000）」表により算定される人員をいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。
- (5) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的に汲み取り処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で、定期的に汲み取り処分する方式の便槽を含む。）をいう。
- (6) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水に係るものに限る。）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置に係る工事（既存の配管及びますの撤去を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、別表第1に定める地域内に居住し、及び住所を有

する者であり、自主的に既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、かつ、専用住宅に処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者（既存単独処理浄化槽を撤去せず、雨水貯留施設に転用し、処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者を含む。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出を行わずに、浄化槽を設置する者

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認が必要となる新築、改築又は増築に伴い、浄化槽を設置する者

(3) 自らの居住の用に供しない専用住宅に浄化槽を設置する者

(4) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(5) 販売等の目的で専用住宅に浄化槽を設置する者

(6) 市税（延滞金を含む。）の滞納がある者

(7) 同一敷地内の生活排水をすべて浄化槽へ接続することができない者

(8) 公共事業等の移転補償として、浄化槽新設相応分の補償を受けようとする者

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度とする。

2 浄化槽の設置と併せて既存単独処理浄化槽又は既存汲み取り便槽を撤去する場合の補助金の額は、前項に規定する補助金の額に、撤去に係る経費に相当する額又は別表第3に定める額のいずれか低い額を加算した額とする。ただし、既存単独処理浄化槽を撤去せず、雨水貯留施設に転用し、処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合は、この限りでない。

3 浄化槽の設置と併せて宅内配管工事を行う場合の補助金の額は、第1項に規定する補助金の額に、宅内配管工事に係る経費に相当する額又は別表第4に定める

額のいずれか低い額を加算した額とする。

- 4 前3項により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、それぞれこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業開始前に蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して当該年度の2月末日(当該日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日)までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し(受付印のあるもの)
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 配置図及び排水経路図
- (4) 工事施工見積書(浄化槽の設置工事、既存単独処理浄化槽又は既存汲み取り便槽の撤去工事及び宅内配管工事、それぞれの工事に係る費用が分かるもの)及び工事請負契約書の写し
- (5) 浄化槽法に基づく設置業者登録証、浄化槽設備士免状等の写し
- (6) 浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (7) 小型合併処理浄化槽機能保証制度による保証登録証(市町村用)
- (8) 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- (9) 既存施設の写真及び位置図
- (10) 賃貸人の承諾書(専用住宅を借りている場合)
- (11) 浄化槽の維持管理に係る誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときは、速やかに申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した者に対しては蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定した者に対しては蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(変更承認)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付の決定に係る交付申請の内容を変更し、又は前条の規定による交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ蒲郡市浄化槽設置整備事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された変更承認申請書を適当と認めた場合は、蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金変更決定通知書（第5号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（施工等の確認）

第8条 市長は、補助事業を適正に執行するため必要に応じ、施行の現場において浄化槽の設置工事等の状況を確認するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は3月15日（当該日が市役所の閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）のいずれか早い日までに、蒲郡市浄化槽設置整備事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の副本及び契約書の写し
- (3) 浄化槽の設置等に要した費用の領収書及び工事施工精算書（浄化槽の設置工事、既存単独処理浄化槽及び既存汲み取り便槽の撤去工事及び宅内配管工事、それぞれの工事に要した費用が分かるもの）の写し
- (4) 浄化槽設置工事施工の写真（既設物の撤去等から浄化槽の設置までの経過が分かるもの）
- (5) 浄化槽設備士が施工状況を確認したことを証する工事チェックリスト
- (6) 既存単独処理浄化槽廃止届の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、蒲郡市浄化槽設置整備事

業費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けた後、蒲郡市浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書（第8号様式）により、市長に対して補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（維持管理）

第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の対象となった浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正な維持管理をしなければならない。

（交付の取消）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第19条及び第20条の規定により補助金の返還を命ずることができる。

（協力）

第15条 市長は、必要に応じ、補助事業者に対して補助金の対象となった浄化槽の運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（帳簿等の備付）

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて当該補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象地域	
1 蒲郡市域のうち、次に定める区域を除く全地域	
(1) 市街化区域	
(2) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定められた公共下水道及び流域下水道事業計画区域	
(3) 農業集落排水処理事業計画区域	
(4) 相楽地区集落排水更新事業合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）の対象地域	
(5) その他市長が指定する区域	
2 農業集落排水処理事業計画区域内であっても当分の間、施設整備が見込まれない区域	

別表第2（第4条関係）

区分		補助額
設置費	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～50人槽	548,000円

別表第3（第4条関係）

区分	補助額
既存単独処理浄化槽の撤去費	150,000円
既存汲み取り便槽の撤去費	120,000円

別表第4（第4条関係）

区分	補助額
宅内配管工事費	330,000円